

# 食品表示基準案(内閣府令)の構成

## 第一章 総則

第一条(適用範囲)  
第二条(定義) ※別表1~3

## 第二章 加工食品

### 食品関連事業者に係る基準

#### 一般用加工食品(第三条~第九条)

第三条(横断的義務表示)  
第1項【全ての食品に共通の表示 ※別表4~7、9、10】  
第2項【一定の食品に共通の表示 ※別表13~17】  
第3項【表示の省略(第1項・第2項の例外)】  
第四条(個別的義務表示) ※別表18  
第五条(義務表示の特例)  
①酒類  
②現地販売・無償譲渡 に係る特例を規定  
第六条(推奨表示)【飽和脂肪酸、食物繊維】  
第七条(任意表示)【特色のある原材料、栄養強調表示等

※別表1

第八条(表示の方式等)  
①【原則(様式、文字サイズ等) ※別表19】  
②【様式の例外(名称・内容量)】  
③【製造所固有記号の表示箇所】

第九条(表示禁止事項)  
第1項【横断的禁止事項 ※別表20】  
第2項【個別食品に係る禁止事項 ※別表21】

#### 業務用加工食品(第十条~第十四条)

第十条(義務表示)  
第1項【横断的義務表示、個別的義務表示】  
第2項【表示方法の例外】  
第3項【表示の省略】  
第十一条(義務表示の特例)  
①酒類  
②外食用・現地販売用・無償譲渡用  
③容器包装なし に係る特例を規定  
第十二条(任意表示)【特色のある原材料、栄養成分表示】  
第十三条(表示の方式等) ※別表22  
第十四条(表示禁止事項)

食品関連事業者以外の販売者に係る基準  
(第十五条~第十七条)

## 第三章 生鮮食品

### 食品関連事業者に係る基準

#### 一般用生鮮食品(第十八条~第二十三条)

第十八条(横断的義務表示)  
第1項【全ての食品に共通の表示】  
第2項【一定の食品に共通の表示】  
第十九条(個別的義務表示) ※別表23  
第二十条(義務表示の特例)  
①現地販売・無償譲渡  
②容器包装なし に係る特例を規定  
第二十一条(任意表示)【栄養成分表示、栄養強調表示等】  
第二十二条(表示の方式等)  
第1項【原則(表示媒体、文字サイズ等)】  
第2項【表示媒体の例外(業者間取引)】  
第二十三条(表示禁止事項)  
第1項【横断的禁止事項】  
第2項【個別食品(玄米・精米)に係る禁止事項】

#### 業務用生鮮食品(第二十四条~第二十八条)

第二十四条(義務表示)  
第1項【横断的義務表示、個別的義務表示】  
第2項【産地表示の省略(原産対象食品以外)】  
第二十五条(義務表示の特例)  
①外食用・現地販売用・無償譲渡用  
②容器包装なし に係る特例を規定  
第二十六条(任意表示)【栄養成分表示】  
第二十七条(表示の方式等) ※別表24  
第二十八条(表示禁止事項)

食品関連事業者以外の販売者に係る基準  
(第二十九条~第三十一条)

## 第四章 添加物

### 食品関連事業者に係る基準 (第三十二条~第三十六条)

第三十二条(義務表示)  
第1・2項【一般用添加物に係る義務表示 ※別表8】  
第3項【業務用添加物に係る義務表示】  
第三十三条(義務表示の特例)・・・  
無償譲渡に係る特例を規定  
第三十四条(任意表示)  
第三十五条(表示の方式等)  
第三十六条(表示禁止事項)

食品関連事業者以外の販売者  
に係る基準  
(第三十七条~第三十九条)

## 第五章 雑則

第四十条(生食用牛肉の注意喚起表示)  
第四十一条(努力義務)  
第1項【一般用加工食品の表示に係る努力義務】  
第2項【書類の整備・保存に係る努力義務】

## 附則

第一条(施行期日)  
第二条(現行の府令及び告示の廃止)  
第三条【加工食品に係る経過措置】  
第四条【添加物に係る経過措置】  
第五条【処分、罰則等に係る経過措置】

# 【参考】食品表示法の概要

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、

食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設。

(現行、任意制度となっている栄養表示についても、義務化が可能な枠組みとする)

整合性の取れた表示基準の制定

消費者、事業者双方にとって分かりやすい表示

消費者の日々の栄養・食生活管理による健康増進に寄与

効果的・効率的な法執行

## 目的

消費者基本法の基本理念を踏まえて、表示義務付けの目的を統一・拡大

### 【新制度】

- ・食品を摂取する際の安全性
- ・一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保

### 【現行】

- ・食品衛生法…衛生上の危害発生防止
- ・JAS法…品質に関する適正な表示
- ・健康増進法…国民の健康の増進

### ○ 基本理念 (3条)

- ・食品表示の適正確保のための施策は、消費者基本法に基づく消費者政策の一環として、消費者の権利(安全確保、選択の機会確保、必要な情報の提供)の尊重と消費者の自立の支援を基本
- ・食品の生産の現況等を踏まえ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響等に配慮

## 食品表示基準 (4条)

- 内閣総理大臣は、食品を安全に摂取し、自主的かつ合理的に選択するため、食品表示基準を策定
  - ① 名称、アレルギー、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が表示すべき事項
  - ② 前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項
- 食品表示基準の策定・変更  
～厚生労働大臣・農林水産大臣・財務大臣に協議/消費者委員会の意見聴取

## 食品表示基準の遵守 (5条)

- 食品関連事業者等は、食品表示基準に従い、食品の表示をする義務

## 指示等 (6条・7条)

- 内閣総理大臣(食品全般)、農林水産大臣(酒類以外の食品)、財務大臣(酒類)～食品表示基準に違反した食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、遵守事項を遵守すべき旨を指示
- 内閣総理大臣～指示を受けた者が、正当な理由なく指示に従わなかったときは、命令
- 内閣総理大臣～緊急の必要があるとき、食品の回収等や業務停止を命令
- 指示・命令時には、その旨を公表

## 立入検査等 (8条～10条)

- 違反調査のため必要がある場合  
～立入検査、報告徴収、書類等の提出命令、質問、収去

## 内閣総理大臣等に対する申出等 (11条・12条)

- 何人も、食品の表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるとき～内閣総理大臣等に申出可  
→内閣総理大臣等は、必要な調査を行い、申出の内容が事実であれば、適切な措置
- 著しく事実に相違する表示行為・おそれへの差止請求権  
(適格消費者団体～特定商取引法、景品表示法と同様の規定)

## 権限の委任 (15条)

- 内閣総理大臣の権限の一部を消費者庁長官に委任
- 内閣総理大臣・消費者庁長官の権限の一部を都道府県知事・保健所設置市等に委任(政令)

## 罰則 (17条～23条)

- 食品表示基準違反(安全性に関する表示、原産地・原料原産地表示の違反)、命令違反等について罰則を規定

## 附則

- 施行期日～公布の日から2年を超えない範囲内で政令で定める日から施行
- 施行から3年後に見直す旨規定を設けるほか、所要の規定を整備

## (参考)表示基準(府令レベル)の取扱い

- 表示基準の整理・統合は、府令レベルで別途実施  
(法律の一元化による表示義務の範囲の変更はない。)

### 【今後の検討課題】

- 中食・外食(アレルギー表示)、インターネット販売の取扱い～当面、実態調査等を実施
- 遺伝子組換え表示、添加物表示の取扱い～当面、国内外の表示ルールの調査等を実施
- 加工食品の原料原産地表示の取扱い  
～当面、現行制度の下での拡充を図りつつ、表示ルールの調査等を実施  
→上記課題のうち、準備が整ったものから、順次、新たな検討の場で検討を開始
- 食品表示の文字のポイント数の拡大の検討 等

# 規制改革実施計画及び日本再興戦略

## 規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)

事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
いわゆる健康食品をはじめとする保健機能を有する成分を含む加工食品及び農林水産物の機能性表示の容認	特定保健用食品、栄養機能食品以外のいわゆる健康食品をはじめとする保健機能を有する成分を含む加工食品及び農林水産物について、 <u>機能性の表示を容認する新たな方策</u> をそれぞれ検討し、結論を得る。なお、その具体的な方策については、民間が有しているノウハウを活用する観点から、その食品の機能性について、国ではなく企業等が自らその科学的根拠を評価した上でその旨及び機能を表示できる <u>米国のダイエタリーサプリメントの表示制度</u> を参考にし、 <u>企業等の責任</u> において科学的根拠のもとに機能性を表示できるものとし、かつ、一定のルールの下で加工食品及び農林水産物それぞれについて、 <u>安全性の確保</u> (生産、製造及び品質の管理、健康被害情報の収集)も含めた運用が可能な仕組みとすることを念頭に検討を行う。	平成25年度検討、平成26年度結論・措置 (加工食品、農林水産物とも)	消費者庁 厚生労働省 農林水産省

## 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)

### ○食の有する健康増進機能の活用

- ・ いわゆる健康食品等の加工食品及び農林水産物に関し、企業等の責任において科学的根拠をもとに機能性を表示できる新たな方策について、今年度中に検討を開始し、来年度中に結論を得た上で実施する。検討に当たっては、国ではなく企業等が自らその科学的根拠を評価した上でその旨及び機能を表示できる米国のダイエタリーサプリメントの表示制度を参考にしつつ、安全性の確保も含めた運用が可能な仕組みとすることを念頭に行う。
- ・ 食の有する健康増進機能の解明・評価や、健康増進機能を有する食材・食品の開発・普及促進を図る。

# 安倍総理「成長戦略第3弾スピーチ」(抄)

健康食品の機能性表示を、解禁いたします。国民が自らの健康を自ら守る。そのためには、適確な情報が提供されなければならない。当然のことです。

現在は、国から「トクホ」の認定を受けなければ、「強い骨をつくる」といった効果を商品に記載できません。お金も、時間も、かかります。とりわけ中小企業・小規模事業者には、チャンスが事実上閉ざされていると言ってもよいでしょう。

アメリカでは、国の認定を受けていないことをしっかりと明記すれば、商品に機能性表示を行うことができます。国へは事後に届出をするだけでよいのです。

今回の解禁は、単に、世界と制度をそろえるだけにとどまりません。農産物の海外展開も視野に、諸外国よりも消費者にわかりやすい機能表示を促すような仕組みも検討したいと思います。

# 現行の食品の機能性表示制度

## 食品

## 医薬品

健康食品をはじめとする加工食品  
農林水産物

### 【栄養機能食品】

栄養成分の機能の表示ができる

(例) カルシウムは骨や歯の形成に必要な栄養素です。

ビタミン  
ミネラル

### 【特定保健用食品】

保健の機能の表示ができる

(例) おなかの調子を整えます。



食物繊維  
オリゴ糖  
他

- ・医療用医薬品
- ・一般用医薬品

医薬部外品

新たな機能性表示制度の範囲  
(企業等の責任で機能表示が可能)

# 規制改革会議における検討経過

## 現状

機能性表示が可能なものは以下の2つ。

それ以外は機能性表示は不可。

- 国の規格基準に適合した栄養機能食品（栄養機能表示）
- 国が個別に許可した特定保健用食品（構造/機能表示及び疾病リスク低減表示）

← 機能性表示が可能 →

栄養機能食品

特定保健用食品

一般食品

## 課題

### 【栄養機能食品】

栄養成分に限定されている。

（現行は12ビタミン、5ミネラルのみ）

### 【特定保健用食品】

食品ごとに有効性や安全性に係るヒト試験が必須であるため、許可手続に時間と費用がかかる。

⇒中小事業者にはハードルが高い。

## 規制改革会議の検討結果

- 「病気や介護を予防し、健康を維持して長生きしたい」との国民のニーズ
- 世界に先駆けて「健康長寿社会」を実現



- 加工食品及び農林水産物について、**企業等の責任で科学的根拠をもとに機能性を表示できる新たな方策**を検討、平成27年3月末までに実施
  - 検討に当たっては、**米国のダイエタリーサプリメントの表示制度を参考**
  - 安全性の確保も含めた運用が可能な仕組みとすることを念頭
- 《規制改革実施計画及び日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）》

← 機能性表示が可能 →

栄養機能食品

特定保健用食品

一般食品\*

\* 一定要件を満たせば事業者責任で機能性表示を可能とする。

# 食品の新たな機能性表示制度の検討

## 経緯

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)  
日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)

○ いわゆる健康食品等の加工食品及び農林水産物に関し、企業等の責任において科学的根拠をもとに機能性を表示できる新たな方策について、平成25年度中に検討を開始し、平成26年度中に結論・措置することとしている。

## 構成員

赤松 利恵 お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科准教授

梅垣 敬三 (独)国立健康・栄養研究所情報センター長

大谷 敏郎 (独)農業・食品産業技術総合研究機構理事・食品総合研究所所長

合田 幸広 国立医薬品食品衛生研究所薬品部長

河野 康子 一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長

児玉 浩子 帝京平成大学健康メディカル学部健康栄養学科教授

相良 治美 月刊「食生活」編集長

清水 俊雄 名古屋文理大学健康生活学部フードビジネス学科教授

関口 洋一 健康食品産業協議会会長

津谷 喜一郎 東京大学大学院薬学系研究科特任教授

寺本 民生 帝京大学臨床研究センター長(座長代理)

松澤 佑次 大阪大学名誉教授、一般財団法人住友病院院長(座長)

宮島 和美 公益社団法人日本通信販売協会理事

森田 満樹 消費生活コンサルタント

## 食品の新たな機能性表示制度に関する検討会

○ 左記の閣議決定を受け、消費者庁長官のもと、学識経験者、消費者関連団体、事業者団体等で構成する「食品の新たな機能性表示制度に関する検討会」を設置し、企業等の責任において科学的根拠をもとに機能性を表示できる新たな方策について検討

### 開催実績

第1回 (平成25年12月20日) ①食品の機能性表示をめぐる事情について  
②今後の検討事項等及び進め方について

第2回 (平成26年1月31日) ①食品の新たな機能性表示制度における安全性の確保について(対象となる食品(加工食品及び農林水産物)・成分の範囲・摂取量の在り方)

第3回 (平成26年2月25日) ①食品の新たな機能性表示制度における安全性の確保について(生産・製造及び品質の管理)

第4回 (平成26年4月4日) ①食品の新たな機能性表示制度における安全性の確保について(健康被害等の情報収集・危険な商品の流通防止措置等)  
②食品の新たな機能性表示制度における機能性の表示の在り方について

第5回 (平成26年5月2日) ①食品の新たな機能性表示制度における機能性の表示の在り方について

第6回 (平成26年5月30日) ①食品の新たな機能性表示制度における機能性の表示の在り方について  
②食品の新たな機能性表示制度における国の関与の在り方について

第7回 (平成26年6月26日) ①食品の新たな機能性表示制度における機能性の表示の在り方について  
②食品の新たな機能性表示制度における国の関与の在り方について

第8回 (平成26年7月18日) ①報告書(案)について

# 新制度に向けての基本的な考え方

安全性の確保

消費者の誤認を招かない、  
自主的かつ合理的な商品選択に資する表示制度

機能性表示を行う  
に当たって必要な  
科学的根拠の設定

適正な表示による  
消費者への情報提供